

大阪市立西島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知・徳・体の調和のとれた実践力のある子ども」育成のために「大阪市立西島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気をつくり、いじめの防止に努める
- ② いじめを見落とさない未然防止策をつくり、いじめの早期発見に努める。
- ③ いじめが発覚した時の組織的な対応策をつくり、早期解決に努める。
- ④ 学校・家庭・地域が一体となって、いじめに対する組織的な指導体制をつくる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① チャイムとともに始まり、静かに話を聞く体制の下で、どの子どもも落ち着いて雰囲気よく授業に臨み、みんなで認め合いながら授業が進められるようにする、
- ② だれもが授業に参加でき、学習内容が理解できるように、子どもの個性を把握し、個に応じた指導体制や指導方法を確立し、「わかる授業」づくりを全教職員で推進する。
- ③ 全教職員の指導力に向上を目指すために、授業研究を全員参加で計画的に行い、専門的な指導を受けつつ実践的な授業を進めるようにする。

- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① どの子ども学級において自分の存在感が感じられ認められるように、学級活動や児童会活動を通して、活動に対する意欲と満足感を持つようにする。
 - ② 友だちや教職員と積極的に関わり合いを持つような場を工夫し、自分の考えや思いがみんなに伝わり、認め合えることができる集団づくりに努める。
 - ③ お互いの特性を認め合い、良さや個性を認め合える集団をつくるために、考えを発表しあったり、話を聞きあったり、お互いに考えを認められる集団作りに努める。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成
- ① 道徳の授業を通して、いじめの対する認識やいじめを許さない意識の醸成を図る。また、身近ないじめの発生しやすい学級でのいじめをなくすために、学級会活動などを通していじめを見逃さない体制を作る。
 - ② 保健や道徳の授業を通して、命の大切さ・相手を思いやること大切さを指導し、易しい心、豊かな心の醸成を図る。
 - ③ いじめに対して加害者でなくても、傍観者も加害者と同じ立場であることを、道徳や学級指導を通して理解させ、いじめに対して勇気をもって立ち向かう態度を醸成する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級では、担任が子どもの日々の些細な変化も見逃さないように、行動や日記等を通して児童の人間関係を把握する。
- ② 子どもの些細な変化の共有を図るために、全教職員で変化の記録（5W1H）をとり、迅速に報告し合うことにより、早期発見に努める。学級担任だけでなく養護教諭や担任外の教諭の関わりも早期発見につなげていく。
- ③ 子どもに対して定期的にアンケートを取り、人間関係やいじめの実態把握に努める。いじめと認識しがたい事例があれば、専門機関等にも相談し、適切且つ迅速な対応を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめを発見した場合の報告体制を全教職員に徹底させ、一人で抱え込まずに、管理職や全教職員にいじめの実態が早く伝わるようにする。
- ② いじめが発見されたら、早急にいじめ対策委員会を開き、具体的な対応策を全教職員に対して提案し、より良い解決方法をみんなで話し合う。教職員がそれぞれの立場で、いじめの解決に向けて連携した行動がとれるようにする。
- ③ 被害児童の保護者に対する接し方、加害児童の保護者に対する接し方については、教職員間で共通理解を図り、窓口を一本化して一貫した対応ができるようにする。被害児童に対しては心のケアを重視し、加害児童に対しては、二度といじめをしない心情と態度を醸成できるように、適切且つ毅然として指導を行う。
- ④ いじめの内容によっては、家庭や地域、専門機関との連携も行い、早期解決に向けて適切な対応ができるようにする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 常設として「いじめ委員会」を作る

＜構成＞ 管理職・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭等
※ 事案に応じて、担任を加える。

＜役割＞

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。 など

② 事案発生時には「いじめ対策委員会」を行う。

＜構成＞ 全教職員

＜役割＞

- ・ 具体的ないじめの対応について話し合い、確認する・
- ・ それぞれの役割や、動きを確認する。

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校としては、いじめを隠蔽しないで、誠意ある対応をする。対応窓口を一体化し、学校として統一した対応ができるようにする。
- ② いじめ対策委員会として、すぐに調査組織を設置し、事実関係の明確化を早急に行う。
- ③ 被害児童及びその保護者に対しては、確実に判明した事実に対して情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

